2021年10月

マイナンバーのお届出をされていない
　NISA口座を開設していただいているお客様へ

NISA 口座のみなし廃止措置に関するお知らせ

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜りまして、誠にありがとうございます。

　さて、令和3年度税制改正により、NISA口座の「みなし廃止」制度が設けられ、当金庫にNISA口座を開設されているお客様のうち、当該NISA口座に2017年分の一般NISAの非課税投資枠が設けられており、かつ、マイナンバーのお届出をされていない方のNISA口座につきましては、2022年1月1日をもって廃止されます。

　該当するお客様のうち、2022年以降も当金庫でNISA口座のご利用を希望される方、および当該NISA口座で保有する2021年12月末で非課税期間が終了する投資信託のロールオーバーを希望される方は、本年12月30日（木）までに、マイナンバーをお届出いただいたうえで、非課税口座開設届出書を提出していただくなど、所要の手続きを行っていただく必要があります。

　詳しくは、下記の当金庫担当窓口までお問合せください。

○　2021年12月末時点で非課税期間が終了する投資信託については、ロールオーバーの手続きをされなかった場合、課税口座（一般口座または特定口座）に移管されます。

○　2018年以降にNISAを利用して新規投資等している方は、マイナンバーは届出済みですので引き続きNISA口座を利用することができます。

【NISA口座のみなし廃止について】

NISA 口座の開設時期等	2022 年以降の利用・廃止
２０１８年以降に当金庫に NISA 口座を開設された方	マイナンバーを当金庫に届出済ですので、２０２２年以降も引き続き NISA を利用して新規投資できます。
２０１７年以前に当金庫に NISA 口座を開設された方で、２０１８年以降も NISA を利用して新規投資等している方（※１）	
２０１７年以前に NISA 口座を開設された方で、当該 NISA 口座に２０１７年分の一般 NISA の非課税投資枠が設定されており、２０１８年以降は一般 NISA、つみたて NISA を利用していない方	マイナンバーのお届出がない場合は、２０２２年１月１日をもって NISA 口座が廃止されます。（※２）

※1. 新規投資等していなくても当該NISA口座に、2018年分以降の非課税投資枠が設けられている場合には、マイナンバーは届出済みです。

※2. 詳しくは、下記の当金庫担当窓口までお問合せください。

敬具

【お問い合わせ先】
・お取引店舗　または
・業務統括部業務推進課　TEL093－281－1570